

糸魚川市新型インフルエンザ等対策行動計画

糸魚川市

令和8年6月

目次

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	1
1 感染症危機を取り巻く状況	1
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画の策定	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
1 新型インフルエンザ等対策の目的	5
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	9
4 対策推進のための役割分担	12
5 市行動計画における主な対策項目	14
6 市行動計画の実効性確保	16
第3章 新型インフルエンザ等各対策項目の考え方及び取組	18
1 実施体制	18
2 情報収集・分析	23
3 サーベイランス	24
4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	25
5 水際対策	27
6 まん延防止	28
7 ワクチン	30
8 医療	36
9 治療薬・治療法	37
10 検査	38
11 保健	39
12 物資	42
13 市民生活及び経済の安定の確保	43
用語集	47

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

1 感染症危機を取り巻く状況

近年、世界規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、未知の感染症が発生した場合には、急速に感染症が拡大するおそれが大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することも不可能であるため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えていかなければならない。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる薬剤耐性を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした薬剤耐性対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的なリスクを軽減することも重要である。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画の策定

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

未知の感染症や新型インフルエンザ等、ほとんどの人が免疫を獲得していない感染症は、発生すればパンデミックとなる可能性があり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が制定された。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生

活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

【特措法の対象となる感染症】

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状が重篤となるおそれがあり、国民生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの。

<特措法の対象となる感染症> 特措法第 2 条第 1 号

新型インフルエンザ等感染症 感染症法第 6 条第 7 項	・ 新型インフルエンザ ・ 再興型インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 再興型新型コロナウイルス感染症
指定感染症 感染症法第 6 条第 8 項	既知の感染性の疾病であって病状の程度が重篤であり、全国かつ急速なまん延のおそれがある疾病 (一、二、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く)
新感染症 感染症法第 6 条第 9 項	人から人へ伝染し、既知の感染性の疾病とは明らかに異なり、病状の程度が重篤で、全国かつ急速なまん延のおそれがある感染症

(2) 糸魚川市新型インフルエンザ等対策行動計画策定・改定の経緯と新たな改定の目的

ア 策定の経緯

国は、特措法制定以前の 2005 年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、県においても 2006 年に「新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を策定した。これを踏まえ、本市においても 2009 年に「糸魚川市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定し、以降、国、県の数次の改定に準じ、部分的な改定を行ってきた。

2009 年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザの発生及びまん延に備えるため、国は、2012 年に特措法を制定し、2013 年には特措法第 6 条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を策定した。

同年、県は特措法第7条の規定に基づき県行動計画を作成し、これを受け本市においても、特措法第8条の規定に基づき、2015 年市行動計画を策定した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、本市は、定期的な検討を行い、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

イ 改定の目的

2019 年に発生した新型コロナへの対応を踏まえ、国は、特定の感染症や過去の事例だけではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、今後の感染症危機に際して、迅速に対処を行うため、2024 年に政府行動計画の全面改定を行った。

これに準じ、2025 年に県行動計画が改定されたため、本市においても新型コロナ対応の経験を踏まえ、市行動計画の全面改定を行うものである。

ウ 新型コロナでの経験

2019 年 12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020 年 1 月には国内での新型コロナの感染者が確認された。

これを受け、県では、「庁内連絡会議」、「新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する情報連絡室会議」、「新型コロナウイルスによる肺炎に関する警戒本部」を設置、同年 2 月、県で最初の感染者が確認されたことを受け、新潟県危機管理対応方針に基づく「新型コロナに関する対策本部（以下、「県対策本部」という。）」を設置するなど体制整備が進められた。

本市においても、県対策本部設置後速やかに市対策本部を設置し、情報収集と共有を強化、全庁を挙げ、新型コロナに対して、市民の安心安全のための周知啓発、情報提供に尽力した。また、国、県、事業者、学校、福祉施設、医療機関等関係機関が一体となって、感染拡大防止対策の実施、医療提供体制の整備及び新型コロナウイルスワクチン接種の推進などに取り組んできた。

こうした取組の結果、県では、全国と比較して相対的に感染率や死亡率を低く抑えることができた。

そして、国内感染者の確認から 3 年余り経過した 2023 年 5 月、国は、新型コロナを感染症法上の五類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、県対策本部も廃止された。

本市においては、国、県の方針、感染動向を確認しながら、市対策本部から警戒本部、警戒体制へと体制の縮小を行った。

エ 感染症危機管理の体制

本市では、新型インフルエンザ等の発生を市民の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある事態として、危機管理の対象としており、本市の感染症危機管理の体制とし、健康増進課及び総務課を司令塔とする組織として、関係部局との一体的な対応を確保する体制を整備する。

また、感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を推進するため、県や関係団体、医療機関等との連携を確保するとともに、平時における庁内の連携体制を構築する。

市行動計画の策定にあたっては、特措法の規定に基づき、あらかじめ市医師会や保健所長等専門家の意見を聴き、国、県の方針を踏まえた内容とする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、生活、経済にも大きな影響を与えかねない。長期的には、多くの市民が罹患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏ると、医療提供体制の限界を超えてしまうため、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられる体制を維持する。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、地域に根差した生活、文化、産業への影響にも配慮しながら市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - 市民生活及び経済の安定を確保する。
 - 地域での感染対策等により、地域経済の重要な働き手の一時的な不足を防止する。
 - 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供や市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

本市においては、科学的知見及び国・県等の対策も踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状

況に応じた戦略を確立する。(具体的な対策については、第3章の「新型インフルエンザ等各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)

また、新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況変化に応じ、多様な感染症を想定し柔軟に対応していかなければならない。市行動計画は、感染症の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際は、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況等科学的知見及び地域の実情を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等の中から実施すべき対策を選択し決定する。

(1) 社会全体での取組

感染症のまん延防止のためには、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限等の要請、各事業者の業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

また、事業所や学校、地域での感染対策に加え、市民一人一人が手洗い、マスク着用及び換気などの適切な行動や必要な備蓄を行うなど、社会全体で取り組む公衆衛生対策がより重要である。

(2) 時期別対策の考え方

ア 発生前の段階(準備期)

国による水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、市民に対する啓発や県、市町村、医療機関、事業者等による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

イ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)

直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提に対策を検討していくことが必要である。

ウ 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する段階(対応期)

(ア) 患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使

用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。

- (イ) 国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集、分析し、対策の必要性を評価する。更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- (ウ) 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、県、市町村、医療機関、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していくことが求められる。
- (エ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

(3) 様々な感染症に幅広く対応する有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な感染症に幅広く対応できるように、以下のアからエまでの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ア 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- イ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ウ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切替えることを基本とする。
- エ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)によるリスク評価の分類を設け、それぞれの対応の典型的な考え方を示す。

第3章の新型インフルエンザ等各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

(4) 感染症危機における有事のシナリオ(時期別対策の大きな流れ)

初動期及び対応期は、状況に応じた対策の柔軟かつ機動的な切替えを可能とするため以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期:封じ込めを念頭に対応する時期(B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。また、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)。また、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、この時期が

到来せずに、次の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期(A)から対応期(D)までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3章の「新型インフルエンザ等各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

また、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

<時期区分>

平時			有事		
準備期	→ 初動期(A)	→ 対応期(B)	(C-1)	(C-2)	(D)
発生前の段階	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画に基づき、国、県または指定(地方)公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理、拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推

進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに政府として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法(昭和23年法律第205号)等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

オ 情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国、県、市町村の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国、県、市町村の連携、研究開発への支援、国際的な連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

国、県の方針に基づき、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県の医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、

医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め幅広い年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

特措法による要請や行動制限等の実施に当たり市民の自由と権利に制限を加える場合は、基本的人権を尊重し、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。対策の実施にあたって法令の根拠があることを前提に、十分な説明により、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等における偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる可能性があるため、防止すべき課題である。さらに、社会的弱者への配慮に留意し、市民の安心を確保の上、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置が定められている。しかし、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる

必要がないことも考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

本市または市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を推進する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症危機に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

本市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設等の確保及び自宅療養者等が避難するための情報共有ができる連携体制の整備を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所での感染症対策の強化や、自宅療養者等への避難のための情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

4 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により点検及び改善に努める。

新型インフルエンザ等が発生した場合、WHO 等の国際機関や諸外国と連携し、ワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。また、地方公共団体等が実施する新型インフルエンザ等対策に的確かつ迅速な支援を行い、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を行う。

平時から、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を医療機関と締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関と検査等措置協定を締結し、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の対応について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際は、迅速に体制を移行し、対策を実行する。また、感染症指定医療機関等で構成される新潟県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行い、進捗確認を行う。

(3) 市の役割

市民に対するワクチン接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、県や近隣の市町村と緊密な連携を図り、的確に対策を実施する。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制等、業務継続計画の策定及び新潟県感染症対策連携協議会等を活用し、地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの

社会的使命を果たすことができるよう、発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努める等、対策を行う必要がある。

(8) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)の実践と、個人レベルにおいても、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

5 市行動計画における主な対策項目

(1) 主な対策項目

市行動計画は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを目的とし、これを達成するため、次の対策項目に取り組む。

<主な対策項目>

	対策項目	主な対応
	(※)は、必要に応じて、又は県からの要請に基づき、協力・連携を行う。	
1	実施体制	対策本部等の設置
2	情報収集・分析(※)	感染症、医療の状況のリスク評価
3	サーベイランス(※)	感染症発生状況や動向の把握
4	情報提供・共有 リスクコミュニケーション	市民への情報提供・共有
5	水際対策(※)	検疫所における感染対策
6	まん延防止	必要に応じ非常時体制に移行
7	ワクチン	接種体制の準備・実施
8	医療(※)	感染症に対する医療掲揚体制の確保
9	治療薬・治療法(※)	国が主導する研究開発、供給等への支援協力
10	検査(※)	検査体制の立ち上げ、検査手法の確立
11	保健	相談対応
12	物資	感染対策物資の備蓄等
13	市民生活及び経済の 安定の確保	事業継続に向けた準備、支援及び感染防止対策

(各項目の詳細は第3章で説明)

(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

ア 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げることが重要であるため、県と連携し広域的な取組や支援の要望を行っていく。

また、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を他の職員にも共有し、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。近隣自治体での災害対応等における職員体制等のノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

イ 国、県、近隣市町村との連携

新型インフルエンザ等への対応では、市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、発生時は近隣市町村との連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

発生の初期段階から迅速な対応を可能にするため、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集、共有・分析等が感染症危機の際に求められる。このため、平時から国と県及び市町村の連携体制やネットワークの構築に努める。

対策に当たっては、現場を担う立場から意見を述べることが重要であり、平時から国や県との意見交換を進めていく。また、共同して訓練等を行い、連携体制について不断の確認及び改善を図ることが重要である。

ウ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、ワクチンや治療薬等研究開発など、データの利活用促進により、新型インフルエンザ等への対応能力の向上が期待されている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

エ 研究開発への支援

新型インフルエンザ等の発生時に、初期の段階から研究開発や臨床研究等を進めることは、有効性及び安全性の確保されたワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発につながるため、新型インフルエンザ等への対応能力を高める観点から極めて重要である。

市は、国が主導するワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発に対し、積極的に協力する。

6 市行動計画の実効性確保

(1) EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

「EBPM」とは、エビデンスに基づく政策立案の略であり、政策目的、目的達成のための政策手段等を明確にしたものである。この考え方に基づく国や県の政策を共有し、新型インフルエンザ等対策の取組を行う。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想で

きず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

本市と市民等が新型コロナで得られた経験や教訓を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検を行い、改善につなげていくことが重要である。訓練による点検見直しを関係機関で継続的に取り組まれるよう働きかけを行う。

(4) 定期的な市行動計画の見直し

政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、本市での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにするため、定期的に市行動計画の見直しを行う。

(5) 指定(地方)公共機関業務計画

指定(地方)公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えを万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組が検討されている。こうした取組について、地域の公共機関と情報共有を行い、有事の際の連携に活かしていく。

第3章 新型インフルエンザ等各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

感染症危機は、市民の生命、健康、生活及び経済に大きな被害を及ぼすことから、危機管理として全庁的に取り組むため、対策本部等を設置し、県等と連携しながら、総合的かつ効果的な対策に取り組む必要がある。

そのため平時には、庁内各課の役割を整理し、有事の際の組織・応援体制の構築、縮小可能業務の整理、研修・訓練等による市行動計画の見直しを行う。

なお、有事の際の組織体制は、糸魚川市災害対策本部組織に準ずる。

(1) 国の主な動き

- 政府対策本部の設置
- 関係省庁会議や関係閣僚会議の開催による対処方針の決定、有事体制への移行、体制強化
- 感染状況の迅速な把握、状況の変化に応じた対策の切り替え

(2) 県の主な動き

- 政府対策本部の設置を受け、県対策本部、及び全ての地域振興局において対策地方本部を設置
- 対策に関する総合調整
- まん延防止等重点措置の公示、緊急事態宣言の手続き

(3) 各期別の市の取組

準備期

ア 市行動計画の作成、変更

- 市行動計画を作成し、必要に応じて変更を行う。その際には、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者の意見を聴く。

【健康増進課】

イ 体制整備

- 新型インフルエンザ等発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保と維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて見直し変更する。

【総務課、全課】

- 新型インフルエンザ等発生時に全庁対応体制の構築のための研修等を行い、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。【健康増進課、総務課】
- 感染症対策に携わる医療従事者や行政職員等の人材育成を行う。【健康増進課、消防本部】

ウ 関係機関との連携

- 平時から県等と情報共有を行い、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施する。【健康増進課、危機管理課、消防本部】
- 新型インフルエンザ等発生時には、必要に応じて県による特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援、入院勧告等措置に関する総合調整が行われる。平時からその運用について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。【健康増進課、危機管理課、消防本部】
- 平時から市内の医療機関や業界団体等と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【健康増進課】

初動期

ア 国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いが把握された場合

- 必要に応じて、「糸魚川市新型インフルエンザ等警戒体制」をとり、国、県等から情報収集を行い、全庁において情報共有を図る。【健康増進課、総務課】

イ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合

- 政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、糸魚川市新型インフルエンザ等警戒本部を設置する。【健康増進課、総務課】
- 国、県等から情報収集を行い、庁内、市内関係機関との共有を図る。【健康増進課、総務課、危機管理課】
- 必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【健康増進課、総務課】

ウ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- 国が、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。【健康増進課、財政課】
- 国からの財政支援を有効活用するほか、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【健康増進課、財政課】

対応期

ア 基本となる実施体制のあり方

- 国、県が決定した基本的対処方針に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【全課】
- 県内、近隣地域の感染状況について一元的に情報を把握し、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【健康増進課、総務課】
- 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。【総務課】

イ 職員の派遣・応援について

- 新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行要請を行う。【総務課】
- 市内区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認められた際は、県に対して応援を求める。【総務課】

ウ 必要な財政上の措置

- 国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【健康増進課、財政課】

エ まん延防止等重点措置及び緊急事態措置について

- 県を区域とする緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。【健康増進課、総務課】
- 市内区域に係る緊急事態措置を迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態宣言に関する総合調整を行う。【健康増進課、総務課】

オ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

- 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。【健康増進課、総務課】

(4) 各期における組織体制

新型インフルエンザ等対策において、感染状況に応じ、以下の体制を設置し対策を実施する。

<組織体制>

時期区分	初動期	対応期	対応期
体 制	警戒体制	警戒本部	対策本部
名 称	糸魚川市新型インフルエンザ等警戒体制	糸魚川市新型インフルエンザ等警戒本部	糸魚川市新型インフルエンザ等対策本部
本 部 長	健康増進課長	副市長	市長
事 務 局	健康増進課	健康増進課 総務課	
配備基準	1 新型インフルエンザ等が国内外で発生またはその疑いがある場合 2 その他、警戒体制が必要と認められる場合	1 WHO の公表を受け、国が新型インフルエンザ等の発生の公表を行い、政府及び県対策本部が設置された場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合	1 特措法第 32 条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき同法第 34 条に基づき、直ちに設置する 2 その他、市本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 国等から感染拡大の懸念が払拭された場合	1 他の体制へ移行する場合 2 政府対策本部が廃止された場合	特措法第 32 条第 5 項による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき、同法第 37 条において準用する同法第 25 条に基づき、遅滞なく廃止する

(5) 新型インフルエンザ等対策における分掌事務

担当課	分掌事務
総務課	1 市対策本部等の設置・廃止及び運営に関する事 2 総合調整及び統制、会議の開催に関する事 3 業務継続計画に関する事 4 職員の健康、感染対策に関する事 5 職員応援の総合調整に関する事
危機管理課	1 関係機関等との連絡調整、情報収集、集約及び伝達に関する事 2 感染対策に関連する資器材の備蓄に関する事
企画課	1 報道、発表及び広報並びにこれらの総合調整に関する事
市民生活課	1 汚染物品等の収集、処理に関する事 2 斎場に関する事
健康増進課	1 医療機関等との連絡調整、情報収集に関する事 2 医療、療養支援に関する事 3 ワクチン接種に関する事 4 感染対策等市民周知に関する事 5 相談対応に関する事 6 健康危機管理等人材育成に関する事
福祉事務所	1 高齢者、障害者等に係る対策に関する事 2 生活支援に関する事
地域協働課	1 地域自治組織、公民館施設等の感染対策に関する事 2 公共交通機関の確保及び感染対策に関する事
産業労働課 観光課	1 市内経済状況、市場、消費経済、雇用等の把握に関する事 2 事業所、施設等の感染対策に関する事 3 影響を受けた事業所等への支援に関する事
こども家庭課 学校教育課	1 児童福祉施設、学校等の感染対策に関する事 2 保育及び教育の維持に関する事
文化スポーツ課	1 関係団体、社会教育・文化施設等の感染対策に関する事
ガス水道局	1 ライフラインの機能確保に関する事
消防本部	1 救急、患者等の搬送に関する事
上記の他、次に挙げる事項については必要に応じ全課が協力して実施する。 ・関連情報の収集、共有、提供に関する事 ・関連する相談対応に関する事 ・対策本部等と連携した感染対策に関する事 ・所管の事業、施設、団体等の新型インフルエンザ等対策に関する事	

2 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策につなげられるようにする。

(1) 国の主な動き

- 国内外の新型インフルエンザ等発生の早期探知
- 感染症の疫学情報等、流行のリスクに関する情報の収集・分析
- 感染症、医療の状況のリスク評価

(2) 県の主な動き

- 国との連携による感染症情報の収集
- 地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明
- 地域における感染症、医療の状況のリスク評価

(3) 各期別の市の取組

準備期・初動期・対応期

ア 感染症情報や対策等必要な情報を収集するため、県や関係機関との連携体制を整える。【健康増進課】

イ 情報の収集

- 市内の医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制の情報、市民生活及び経済、社会的影響等に関する情報等収集し、庁内及び関係機関での共有を図る。【健康増進課】

ウ 情報の提供

- 収集した情報や対策は、市民へホームページ等を通じて、随時、迅速に情報提供するとともに、社会的に波及すると思われる重要な事象に関しては、市民がいたずらに不安に陥らないよう、適切な情報を提供する。

【健康増進課・企画課】

- 県の情報(感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に限る。)の公表に関し、当該情報に必要があると認めるときは、市が保有する情報の提

供を行う。情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分に留意する。【健康増進課、企画課】

3 サーベイランス

サーベイランスとは、感染症や経済などの動向を継続的に調査・監視し、そのデータを収集・分析して対策に活かす仕組みであり、感染症発生の早期探知を行い、発生動向の監視、リスク評価に重点が置かれている。

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

(1) 国の主な動き

- 届出基準の設定
- 全数把握の開始、定点把握への移行
- 情報収集データの集約によるリスク評価、対応方針の確立、情報発信

(2) 県の主な動き

- 地域におけるサーベイランスの実施

(3) 各期別の市の取組

準備期・初動期・対応期

ア 実施体制

- 県が発信する感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報、流行の動向等情報を把握し、関係機関への情報提供、対策等の共有を行うなど連携体制を構築する。【健康増進課】

イ 情報の提供・共有

- 市内の感染症発生状況等を迅速に把握し、県が公表するサーベイランスの分析結果に基づき正確な情報を市民等に情報を提供する。【健康増進課】
- 国、県の公表基準に従い、発生状況等については、個人情報やプライバシーの保護に留意し、情報提供を行う。【健康増進課】

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国が示す方針等を踏まえ、市民等が正確な情報を得て、適切に判断・行動できるようにすることが重要である。しかし、多くの情報が錯そうし、偽・誤情報の流布や、不安とともに偏見・差別が発生するおそれがある。

このため、正確な情報を迅速に提供・共有するとともに、行政と市民等との双方向のコミュニケーションを通じてリスク情報とその見方の共有を図り、市民等が適切に判断・行動できるようにする「リスクコミュニケーション」の取組が重要である。

(1) 国の主な動き

- 科学的根拠等に基づく一体的な情報提供・共有
- 報道機関との連携による情報提供

(2) 県の主な動き

- 地域の実情に応じた迅速かつ正確な情報提供と共有
- 保健所におけるリスクコミュニケーションの体制整備
- 感染対策に必要な情報について、県における公表基準等の検討

(3) 各期別の市の取組

準備期・初動期

ア 新型インフルエンザ等発生前における市民等への情報提供・共有

(ア) 感染症に関する情報提供・共有

- 市民等が感染症危機に対する理解を深めるため、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動、その他対策等について、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

【健康増進課、関係課】

- 集団感染が発生するリスクが高い児童福祉施設や学校、職場等、また感染後の重症化リスクが高い高齢者等福祉施設については、各機関と連携し、感染症対策を含め公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。 【こども家庭課、学校教育課、福祉事務所、健康増進課】

(イ) 偏見・差別等に関する啓発

- 適切な情報の公表と正しい知識の普及啓発を行い、感染者やその家族、医療従事者等への偏見・差別は許されるものではなく、法的責任を

伴う可能性があることや患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることへの理解を促す。【健康増進課】

- 情報の公表にあたっては、感染症法第16条第2項の趣旨を踏まえ、個人が特定されることのないよう十分に配慮するとともに、状況に応じて患者等へ公表内容を通知するよう努める。【健康増進課、企画課】

- 患者に関する情報の流出防止のため、医療機関に対する注意喚起等を講じる。【健康増進課】

(ウ) 偽・誤情報に関する啓発

- 偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅される等の問題が生じる可能性があることから、市民等がメディア情報を正しく理解し活用されるよう、各種媒体を活用して適切な情報の啓発を行う。

【健康増進課、企画課】

イ 情報提供・共有体制の整備等

(ア) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等の発生時に県や保健所、業界団体等と連携し、市民等への情報提供・共有を円滑に行うことができるよう情報提供・共有の方法等を整理する。【健康増進課】

- 感染症等の発生状況等に関する国、県の公表基準について確認し、発生時の公表に備える。【健康増進課】

- 患者等の人権を尊重し、誤った情報や不適切な報道がされないよう、報道機関との連絡・連携体制の確立に努める。【企画課】

(イ) 双方向のコミュニケーション

- 新型インフルエンザ等の発生時、地域における相談窓口を明確にし、相談体制を整備する。【健康増進課、企画課】

- 感染症情報に対する市民等の反応や理解・関心、必要としている情報などを把握し、コミュニケーションを適切に行うなど、リスクコミュニケーションの取組を進める。【健康増進課、企画課】

- 市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用に努める。【健康増進課】

対応期

ア リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

- 不要不急の外出自粛などを含め、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

【企画課、健康増進課、関係課】

- 市民等の不安が高まり、偏見・差別が助長される可能性があるため、改めて、偏見・差別等が許されず感染症対策の妨げにもなること、個人や事業所の感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であることを可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。

【健康増進課、企画課、関係課】

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

- 病原体の性状により、感染拡大防止措置等が見直された場合、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づき変更点や理由を分かりやすく説明する。

【健康増進課、企画課、関係課】

- こどもや高齢者等重症化しやすい年齢層に応じて措置等が異なる場合、当該対策について、可能な限り科学的根拠等に基づき、重点的に、リスクコミュニケーションを行い、対策の理解・協力を得る。

【健康増進課、企画課、関係課】

(ウ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- 平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。

【健康増進課、企画課、関係課】

- 個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等へリスクコミュニケーションを行い、理解・協力を得る。

【健康増進課、企画課、関係課】

5 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、感染拡大状況を踏まえ、水際対策を講じて国内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の整備等準備期間を確保することが必要である。

(1) 国の主な動き

- 検疫所による対策の実施

(2) 県の主な動き

- 国の指導・調整の下、空港や港湾における入国者対策等検疫措置

(3) 各期別の市の取組

準備期・初動期・対応期

国内外で行われている水際対策の実施状況の情報収集を行い、状況に応じて市民等が必要な情報の提供・共有を行う。

【健康増進課】

6 まん延防止

適切な医療の提供と必要なまん延防止対策により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、市民の生命及び健康を保護することと、医療のひっ迫を回避することが重要である。

まん延防止対策として、個人での感染対策の取組をはじめ、感染症法に基づく患者や濃厚接触者に対する措置等を講じてもおお、医療がひっ迫し、感染拡大のおそれがある場合には、特措法に基づき、県知事がまん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる。その際、感染状況と併せて市民生活・経済の影響を考え、柔軟に対応することが必要である。

【まん延防止対策における措置】

	まん延防止等重点措置 (特措法第2条第3号)	緊急事態措置 (特措法第2条第4号)
実施主体	国が期間・区域を公示し、都道府県知事が実施	
実施の タイミング	重大なまん延を防ぐために、局所的かつ短期的な強化措置が必要と判断される場合	感染症の急速かつ大規模なまん延により、国民の生命・健康や社会生活の維持に深刻な影響を与えるおそれがあると認められる場合
対象地域	都道府県知事が指定する市町村単位や一部区域	都道府県単位
期 間	6か月	2年以内(1年以内で延長可)
主 要 要請内容	事業者への時短要請、命令	市民への外出自粛要請 事業者への休業・時短要請、命令 催物の開催制限

(1) 国の主な動き

- 対策の検討
- まん延防止等重点措置、緊急事態措置の検討、公示

(2) 県の主な動き

- 地域の感染状況、対策の効果及び影響等総合的に勘案し対策を実施
- 国の公示による、まん延防止等重点措置、緊急事態措置の実施
- 県民や事業者等への必要な要請、命令
- 対策の内容やその意義に関する周知広報、県民の感染対策への理解促進

(3) 各期別の市の取組

準備期

ア 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進

- 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。【健康増進課、関係課】
- 自らの感染が疑われる場合、相談センター等に連絡し、指示を仰ぐことや感染を広げないように不要不急の外出を控えること等、有事の対応について平時から理解促進を図る。【健康増進課】
- 公共交通機関について、感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛けなど、必要に応じて対策の周知を行う。【地域協働課】

初動期

ア 市内でのまん延防止対策の準備

- 県と連携し、市内での患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を行う。【健康増進課】
- 国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。【全課】

対応期

ア まん延防止対策の内容

(ア) 患者や濃厚接触者への対応

- 県で実施される患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置について、情報収集を行い、必要時、相談対応等協力を行う。【健康増進課】

(イ) 患者や濃厚接触者以外への対応

- 県の方針を踏まえ、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。【総務課、健康増進課】

(ウ) 市施設等の管理運営

- 市施設等の感染対策の強化を行い、措置による要請内容を踏まえ、施設等の使用制限(人数制限や無観客開催)や利用停止等の対応を行う。

【総務課、関係課】

- 高齢者施設、障害者施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設における感染対策の強化を行う。

【福祉事務所、こども家庭課】

(エ) 学級閉鎖・休校等

- 保育施設・学校における必要な感染対策の情報の収集・共有を行い、対策の強化を行う。

【こども家庭課、学校教育課】

- 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に応じて適切に行う。

【学校教育課】

- 保育施設等の運営について、地域の感染状況、措置の実施状況等を踏まえ、適切に対応する。

【こども家庭課】

(オ) 公共交通機関への対応

- 利用者へのマスク着用など、感染対策の周知を強化する。

【地域協働課】

イ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

【健康増進課】

7 ワクチン

ワクチン接種を行うことで、個人の感染や重症化を防ぎ、市民の生命及び健康を守るとともに、患者数を減少させ、医療提供体制の維持を図り、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に留めることが必要である。

平時から、医療機関等関係者と協力し、ワクチン接種体制等の準備を行う。

(1) 国の主な動き

- ワクチンの研究
- 予防接種事務等の DX の推進、接種体制の構築
- 感染症発生時における速やかなワクチン開発・製造・確保
- ワクチンに関する科学的根拠に基づく正しい情報の提供

(2) 県の主な動き

- ワクチン供給体制の整備
- 登録事業者への周知

- 接種に携わる医療従事者の確保
- ワクチンに関する情報提供・共有等による接種体制の構築

(3) 各期別の市の取組

準備期

ア ワクチンの接種に必要な資材

- 平時から政府行動計画の「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」で示されている予防接種に必要な可能性のある資材を参考に、資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるように準備する。

【健康増進課】

イ ワクチンの供給体制

- 実際にワクチンを供給する際には、市内のワクチン配送事業者が国のワクチン供給に係るシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要がある。そのため市内の医療機関と密に連携し、ワクチン供給量が限定された場合に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

【健康増進課】

ウ 接種体制

医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、準備・確認を行う。

【健康増進課】

(ア) 特定接種 参考:下表<接種の類型>

- 特定接種の対象となる、国民生活・経済安定分野の事業者(登録事業者)は、国にその人数を報告し登録を行う。本市は、この登録作業の周知協力を行う。
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、市を実施主体とし、原則、集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を想定しておく。

【健康増進課】

【健康増進課】

- 特定接種の対象となり得る本市職員について、国へ人数を報告する。

【健康増進課】

(イ) 住民接種 参考:下表<接種の類型>

- 国、県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- 円滑な接種の実施のため、医師会や国保連合会を通して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

【健康増進課】

【健康増進課】

- 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や事業所等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約方法等、具体的な実施方法について準備を進める。 【健康増進課】

<接種の類型>

	特定接種 (特措法第 28 条)	住民接種 (特措法第 27 条の 2) (予防接種法第 6 条第 3 項)
概 要	新型インフルエンザ等が発生した場合、医療提供や国民生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者で国に登録したもの(登録事業者)や、対策の実施に携わる公務員に対して必要に応じて行う予防接種で、住民接種に先立ち行うもの。	新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命や健康に著しく重大な被害を与え、国民生活や経済の安定が損なわれないようにするため、国民に対して行う予防接種。接種対象、期間、優先順位については、国が基本的対処方針を定める。
対 象	登録事業者 (医療・検査機関、接種実施機関等)	市民
実施主体	国・県・市	市

エ 情報提供・共有

- 平時から市民等へ予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンに対する理解を深める啓発を行い、新型インフルエンザ等発生時には、速やかに対策に必要なワクチンの情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有ができる体制を整備する。 【健康増進課】
- 平時から、医療関係者及び介護・福祉、教育委員会等との連携を進め、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

【福祉事務所、こども家庭課、健康増進課】

オ DX の推進

- 市が活用している健康管理システム(予防接種関係のシステム)について、国が示す標準仕様書に沿って改修・整備を行い、予防接種事務の DX の推進に向けての準備を行う。 【健康増進課、こども家庭課】

初動期

ア 早期の情報収集

- 国、県等から接種対象者、ワクチンに関する基本的な情報、ワクチン供給

量、予算措置など、速やかに情報を収集し、必要な対応を行う。

【健康増進課】

イ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

- 接種には多くの医療従事者が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医師会等の協力・調整が得られるよう必要な支援を行う。

【健康増進課】

(イ) 住民接種

- 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳や健康管理システムを用いて接種予定者数の把握を行う。

【健康増進課】

- 国の接種方針に基づき、速やかに医師会、事業者団体等と情報共有を行い、接種体制について、協議を行う。その際、ワクチン接種による市内医療提供体制への支障がないよう配慮し検討を行う。

【健康増進課】

- 必要に応じて、近隣、近県の医療機関での市民接種について、実施の依頼、調整を行う。

【健康増進課】

- 協議結果に基づく接種体制について、予算の確保を行い、全庁横断的な人員や施設及び資器材の確保など接種体制を構築する。

【健康増進課、総務課、関係課】

- 集団接種の実施が検討された際は、速やかに会場の確保、調整を行う。

【健康増進課、文化スポーツ課】

- 市内医療従事者への協力依頼、県医療従事者マッチングアプリ等により、接種従事者の調整・確保を行う。

【健康増進課】

- 必要に応じ、集団接種会場の運営、接種予約等コールセンターの外部委託の検討を行い、速やかに体制を構築する。

【健康増進課】

- ワクチンの供給体制の変動を見据え、必要に応じて、ワクチンの保管・管理環境を整備し、医療機関等への配送体制を検討し構築する。

【健康増進課】

- ワクチン接種、コールセンター等に従事する職員へ、ワクチンに関する情報や接種時の留意事項等事前の情報提供・共有を行う。

【健康増進課】

- 医師会等医療機関と連携し、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者への接種体制を構築する。

【福祉事務所、こども家庭課、健康増進課】

- 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。

【健康増進課】

- 接種体制の構築、必要資器材、接種の実施等については、政府行動計画の「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン」に準じて行う。

【健康増進課】

- 接種会場での救急対応について、救急処置薬品の準備・管理、重篤な副反応発生時の救急対応、搬送医療機関等の事前確認・共有を確実にを行う。

【消防本部、健康増進課】

<接種体制協議事項>

協議事項	検討内容
年齢別接種対象者数	対象者数と実績による見込数
ワクチン供給	供給スケジュールと対象必要量の確認
接種スケジュール	優先順位と指示期間における接種見込数等
接種体制	市内医療機関、近隣市町村との協力体制 集団接種及び個別接種実施可否
接種場所	地域別の接種体制
医療従事者等の確保	集団接種の際の協力体制等
接種周知と予約方法	集団・個別接種の際の予約方法等

対応期

ア ワクチンや必要な資材の供給

- 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

【健康増進課】

- 国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

【健康増進課】

- ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合に、それらを解消するための国の要請に従い、県を中心とした地域間の融通等に協力する。なお、供給の滞りや偏在等が、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、他の製品を活用すること等も含めた検討を行う。

【健康増進課】

イ 接種体制

(ア) 特定接種

- 国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び経済の安定を確保するための緊

急の必要があると認め、特定接種の実施を決定した場合において、市は、国、県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て接種を行う。【健康増進課】

(イ) 住民接種

A 予防接種体制

- 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整備・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【健康増進課】
- 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。【健康増進課】
- 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材、副反応の発生に対応する資材等を確保する。【健康増進課】
- 発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知、注意喚起を行い、接種会場における感染対策を徹底する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【健康増進課】
- 医療従事者、医療機関の入院患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を検討する。【健康増進課】
- 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、医師会等関係団体と連携し、接種体制を確保する。【健康増進課】

B 接種に関する情報提供・共有

- 予約受付体制を構築し接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供を行う。【健康増進課】
- 接種勧奨は、接種対象者の電子媒体に通知するとともに、活用が困難な方に対しては、広報誌への掲載や紙の接種券を発行することにより接種機会を逸することのないように対応する。【健康増進課】

C 接種体制の拡充

- 感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。【健康増進課】

D 接種記録の管理

- 地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

【健康増進課】

ウ 健康被害に対する速やかな救済

- 接種の実施により健康被害の疑いのある者について、速やかに救済が受けられるように、制度の周知を徹底する。【健康増進課】
- 健康被害の申請を受け、適切な相談対応を行う。【健康増進課】

エ 接種に関する理解促進のための情報提供・共有

- ワクチン接種の意義や制度の仕組みなど、接種への理解を深めるための啓発を行う。また、接種対象者、スケジュール、接種回数、ワクチンの種類と有効性及び安全性、副反応、健康被害救済制度などの情報を市民へ周知する。【健康増進課】

8 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、各医療機関の機能に応じて、相互に連携し、健康被害を最小限に留めるとともに、医療のひっ迫を予防していくことが必要である。

(1) 国の主な動き

- 医療提供体制の整備
- 医療機関等情報支援システムによる医療機関の確保病床数、稼働状況、外来ひっ迫状況等を把握
- 医療人材、専門人材の育成

(2) 県の主な動き

- 地域における医療提供体制の整備
- 療養環境の体制整備
- 研修や訓練の実施による人材の育成

(3) 各期別の市の取組

準備期

ア 研修・訓練

- 県が行う新型インフルエンザ等対応についての研修・訓練に参加協力する。【健康増進課、消防本部、関係課】

イ 発症患者等の移送体制

- 発症患者等の移送について、県の方針に基づき体制を整備する。

【消防本部、健康増進課】

初動期・対応期

ア 情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見等、国、県から情報収集を行い、市内医療機関、高齢者等福祉施設、関係事業者等に情報提供・共有を行う。 【健康増進課、関係課】

イ 医療提供体制の整備

- 構築された医療提供体制に応じ、医療機関への受診、検査方法等について市民等へ周知する。 【健康増進課】

ウ 相談センターの周知

- 県が設置する有症状者からの相談に対応する相談センターについて、関係機関、市民等へ周知する。 【健康増進課】

エ 本市における相談窓口の明確化

- 必要時、コールセンターの設置等相談体制を整備する。 【健康増進課】
- 相談対応職員間での情報共有を行い、有症状時や療養方法、接触者への対応等相談対応力の向上を図る。 【健康増進課】

オ 感染症患者の移送

- 移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保を行う。 【消防本部、健康増進課】

カ 外出自粛対象者への支援

- 県の要請に応じ、外出自粛対象者への健康観察等協力を行う。 【健康増進課】

キ 時期に応じた医療提供体制

- 新型インフルエンザ等の発生後、状況に応じて段階的に医療体制が拡充されていくため、随時共有し、必要な対応を行う。 【健康増進課】

9 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生し、全国的かつ急速にまん延した場合、市民の生命・健康に重大な影響をもたらすおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるために、適切な医療として、治療薬の確保、治療法の確立が重要である。

そのため、新型インフルエンザ等に対応する医療機関及び薬局等が、必要に応じで使用できるよう地域における必要な医薬品等の確保を行う。

(1) 国の主な動き

- 治療薬・治療法の研究開発の推進
- 研究及び臨床研究等の人材育成

(2) 県の主な動き

- 治療薬・治療法における国との情報共有体制の構築
- 県内の感染症診療医療機関等を通じた臨床研究の実施協力
- 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備

(3) 各期別の市の取組

準備期・初動期・対応期

ア 治療薬の配分や流通状況及び治療法の情報収集・共有

- 国が示す診療指針等の情報収集を行い、医療機関等関係機関に周知する。
【健康増進課】
- 供給量に制限がある治療薬については、流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等を整理した上で、必要な患者に対して適時かつ公平に配分が行われるため、これらの情報について収集確認し、必要な対応を行う。
【健康増進課】

イ 抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)

- 国、県が医療機関に対して行う、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に対する、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の要請について必要な協力を行う。
【健康増進課】
- 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応指導、患者搬送について、方針等を確認し、周知や相談対応等必要な協力を行う。
【健康増進課、消防本部】

10 検査

検査により、患者の早期発見によるまん延防止、早期治療、流行の実態把握が行われる。そのため、流行初期の段階から、新潟県感染症対策連携協議会において民間を含めた関係機関との連携推進を図り、迅速かつ効果的な検査体制の構築が重要である。

また、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報の迅速かつ総合的な分析及び公表を行うことのできる体制を整備する。

(1) 国の主な動き

- 検査体制の整備、精度管理

(2) 県の主な動き

- 検査機器等設備の整備、検査器具・物資の確保
- 検査等措置協定に基づく検査体制の整備と検査実施

(3) 各期別の市の取組

準備期・初動期・対応期

ア 県の要請により必要な協力を行う。【健康増進課】

イ 県が行う検査実施の方針、実施機関の体制など、検査に関する情報を市民関係機関等へ提供・共有する。【健康増進課】

11 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を守る必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

保健所及び地方衛生研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、市は、平時から情報収集体制や保健所からの要請に応じられるよう人員体制の構築を行い、連携の基盤づくりを行う。

(1) 国の主な動き

- 保健所及び衛生研究所の体制整備
- 専門職等の人材育成及び派遣体制の構築

(2) 県の主な動き

- 研修や訓練等による人材育成及び連携体制の整備
- 応援派遣体制の構築による人材確保
- 検査・サーベイランス、積極的疫学調査の実施
- 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送の実施
- 健康観察及び生活支援
- 検疫所からの通知による健康監視
- 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(3) 各期別の市の取組

準備期

ア 人材育成及び体制の確保

- 感染症拡大時、保健所への応援体制を想定し、保健師等の人材確保を行う。
【総務課、健康増進課】
- 県が実施する研修・訓練等への参加・協力を行う。
【健康増進課、消防本部】

イ 県との連携体制の構築

- 自宅療養者等の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力を行う。
【健康増進課】
- 感染状況等の情報提供、相談対応を通じ市民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。
【健康増進課】
- 感染症に係る県との情報共有・対策の共通理解、役割分担等連携の基盤づくりを行う。
【健康増進課】

ウ 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 国から提供された感染症に関する基本的な情報、感染対策、感染症発生状況、新型インフルエンザ等の情報や発生時の行動等について、高齢者、障害者、こども、外国人等、対象に合わせたわかりやすい情報提供・共有を行い、市民の感染症の理解や意識の把握に努めるなどリスクコミュニケーションの取組を進める。
【健康増進課、福祉事務所、こども家庭課】
- 感染症のまん延防止のための措置及び情報の公表を行うに当たっては、県の方針に基づき、患者や医療従事者等の人権を尊重しながら、適切かつ迅速に実施する。
【健康増進課】

初動期

ア 感染症有事体制への移行準備

- 保健師等応援派遣要請に備え、業務内容の見直しを行う。
【健康増進課】
- 県の要請により、必要な協力を行う。(入院勧告・措置、積極的疫学調査、同居家族等の濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察等対応、有症状時の対応指導など)
【健康増進課】

イ 市民への情報提供・共有

- 県の相談センターにおける相談対応や受診調整について、市民等へ周知する。
【健康増進課】
- 国、県が発信する情報について、市ホームページや安心メールなどあらゆる媒体を活用し、速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を

共有する。

【健康増進課、企画課】

対応期

ア 感染症有事体制への移行

- 保健所への応援派遣のほか、全庁による人員体制の構築を行う。

【健康増進課、総務課】

- 新型インフルエンザ等感染症の市内発生公表期間には、市対策本部への情報集約、関係機関との連携調整、業務の一元化等の対応により、効率的・効果的な体制を構築する。【総務課】
- 新型インフルエンザ等の発生に対する市民の理解促進を図るために必要な情報を県と共有し、療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を行う。【健康増進課、関係課】

イ 相談対応業務の実施

- 県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じ速やかに発熱外来の受診につなげる。市は、このことについて市ホームページや安心メールなどあらゆる媒体を活用し、市民等に広く周知する。【健康増進課】

ウ 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- 県の要請により、民間宿泊施設等の調整や患者の移送など必要な協力を行う。【健康増進課、産業労働課、消防本部】

エ 健康観察及び生活支援

- 県の要請により、自宅又は宿泊療養施設で療養対象となった患者やその濃厚接触者に対して、電話等による健康観察を行う。【健康増進課】
- 県との連携・調整により、外出自粛対象者へ必要な医療や生活支援を行う。【健康増進課】
- 介護及び障害福祉サービス等を受けている場合には、サービス事業者との連携により必要な支援を行う。【健康増進課、福祉事務所】

オ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症発生動向や新型インフルエンザ等に関する情報、対策等について、市ホームページ等を通じて、随時情報提供するとともに、いたずらに不安に陥らないよう、適切な情報を提供する。【健康増進課、企画課】
- 高齢者、障害者、こども、外国人等、対象に応じた感染症対策を理解しやすい内容や方法で周知する。

【健康増進課、福祉事務所、こども家庭課、企画課】

12 物資

個人防護具や医療資器材などの感染症対策物資は、感染症危機の際、医療や検査等を円滑に実施するため欠かせないものであり、市民の生命・健康を守る上で、感染症対策物資の備蓄や確保は重要である。

また、感染を防ぎ市民生活の維持に必要な業務を継続するため、市内関係機関においても、感染症危機の際、対策に必要な準備を適切に行えるよう、衛生用品等感染症対策物資の備蓄や確保を進めていく必要がある。

(1) 国の主な動き

- 感染症対策物資確保の体制整備
- 感染症対策物資の円滑な需給、有事の際の調整
- 医療機関、消防機関等への感染症対策物資備蓄要請、備蓄品目の選定

(2) 県の主な動き

- 感染症対策物資の備蓄等
- 医療機関、消防機関等への感染症対策物資備蓄要請、備蓄状況の調査確認
- 国との連携による感染症対策物資の円滑な需給、有事の際の調整
- 緊急事態措置の際の緊急物資の運送

(3) 各期別の市の取組

準備期

ア 業務継続に必要な感染症対策物資の備蓄

- 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【危機管理課、関係課】

- 高齢者等福祉施設における感染症対策物資の備蓄を推奨する。

【福祉事務所、こども家庭課】

イ 個人防護具の備蓄

- 国、県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を行う。【消防本部】

初動期・対応期

ア 感染症対策物資の調整

- 感染症対策物資の使用状況や、備蓄・配置状況を随時確認し、緊急事態

において必要な物資が不足するときは、関係機関で相互に融通するなど調整に努める。

【危機管理課、関係課】

- 感染状況に応じ、随時、必要な物資を購入する。

【関係課】

13 市民生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延防止措置により、市民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。そのため平時から、市民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、市民生活及び経済の安定を確保するための取組を行うとともに、市民や事業者等が適切な感染防止対策を実施できるよう体制づくりを行う。

(1) 国の主な動き

- 情報共有体制の整備
- 緊急物資運送等の体制整備
- 関係業界団体への業務継続計画策定の推奨
- 生活及び社会経済活動安定のための対応(物資の安定供給、事業者支援等)

(2) 県の主な動き

- 国や市町村との情報共有体制の整備
- 支援の実施に係る仕組みの整備
- 埋葬・火葬の特例等への対応

(3) 各期別の市の取組

準備期

ア 情報共有体制の整備

- 新型インフルエンザ等発生時、市民生活及び経済活動への支援実施にあたり、関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

【関係課】

イ 業務継続に向けた準備

- 新型インフルエンザ等発生時に維持すべき行政サービスを提供できるよう「糸魚川市インフルエンザ業務継続計画(平成22年)」を速やかに見直しを行う。
- 引き続き、テレワークやオンライン会議等、柔軟な勤務形態等をスムーズに実施できるよう準備する。

【総務課、全課】

【企画課、総務課】

- 災害対策基本法第 49 条の規定と兼ねた物資及び資材の備蓄を行う。

【危機管理課】

ウ 支援の実施に係る仕組みの整備

- 新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に情報が届くように留意する。

【全課】

エ 市民・事業者に対する準備の勧奨

- 市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

【健康増進課、関係課】

オ 生活支援を要する者への支援等の準備

- 県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決定する。

【健康増進課、福祉事務所】

カ 火葬受け入れの検討

- 死亡者が集中した際の斎場の受け入れについて検討するとともに、一時的に遺体を安置できる施設等の検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を準備する。

【市民生活課】

初動期

ア 業務継続に向けた準備

- 職員の健康管理及び感染症対策を徹底する。【総務課】
- 感染対策として、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の体制への移行を検討、実施する。【総務課】
- 高齢者等社会福祉施設、公共施設、所管施設・団体等関係機関へ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【関係課】

イ 火葬体制の構築

- 死亡者が集中した際の斎場の受け入れについて検討するとともに、一時的に遺体を安置できる施設等を選定し、火葬又は埋葬を円滑に行うための準備を行う。【市民生活課】

対応期

ア 市民生活の安定の確保を対象とした対応

- 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立

対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。【健康増進課、福祉事務所、こども家庭課、学校教育課】

イ 生活支援を要する者への支援

- 県と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等に、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）を行う。

【健康増進課、福祉事務所、こども家庭課】

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

- 新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他長期間の学校臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

【学校教育課】

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように注視し、必要に応じて県と連携し関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【産業労働課、関係課】

- 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民等へ迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談の充実を図る。

【産業労働課、関係課】

- 新型インフルエンザ等緊急事態において、経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じるおそれがあるときは、県と連携し、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。

【産業労働課、関係課】

オ 火葬等

- 死亡者が集中した際の斎場の受け入れについて、必要に応じて一時的に遺体を施設等に安置し、順次火葬を実施する。

【市民生活課】

カ 市民生活及び社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置について、公平性にも留意し、効果的に講じる。

【産業労働課、関係課】

- 新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる。

【ガス水道局】

- 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、継続した雇用に関して必要な支援を行う。

【産業労働課】

- 本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じる市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国県の方針に

に基づき、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。 【全課】

用語集

	用語	内容
あ行	医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
	疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
か行	感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
	感染症危機対応医薬品等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等。
	感染症サーベイランスシステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
	(サーベイランス)	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握することを指す。
	感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
	基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
	業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
	緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該

	用語	内容
か行		事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
	緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
	緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
	健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
	個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
さ行	指定(地方)公共機関	災害対策基本法に基づき、防災や緊急時に重要な役割を担う公益的事業(電気、ガス、輸送、通信、医療、金融など)を行う法人として内閣総理大臣が指定する民間機関。地方は、都道府県知事が指定する民間機関。
	住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
	新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそ

	用語	内容
さ行		れのあるものに限る。)をいう。 本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
	新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
	全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症(全数把握)について患者の発生の届出を行うもの。
	相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
	双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
た行	定点把握	感染症法第14条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
	登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
	特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
な行	濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

	用語	内容
ま行	まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
や行	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
ら行	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
わ行	ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。